

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあつては、団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて令和六年八月九日から同年十二月九日までに奈良県産業部経営支援課に到着するよう提出してください。

令和六年八月九日

奈良県知事 山下 真

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 トナリエ大和高田

所在地 大和高田市幸町三番一八号

二 変更しようとする事項

1 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 届出書添付図面記載のとおり

収容台数 四九九台

（変更後）位置 届出書添付図面記載のとおり

収容台数 六三九台

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 届出書添付図面記載のとおり

収容台数 四〇〇台

（変更後）位置 届出書添付図面記載のとおり

収容台数 四一二台

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）位置 届出書添付図面記載のとおり

面積 二三六平方メートル

（変更後）位置 届出書添付図面記載のとおり

面積 三一一平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

